



谷口 和弥
議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問

3年ごとに見直される介護保険制度は、①要支援認定

者の訪問介護・通所介護の保険給付外し、②一定以上の所得者の利用料の引き上げ、③特別養護老人ホーム入居を「要介護3」以上に限定、④利用者負担軽減制度である補足給付の見直しなど、かつてない大きな改正が行われようとしている。

幕別町においても、高齢者福祉の在り方や介護保険料などを決める「幕別町第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が、幕別町介護保険運営等協議会にて議論を開始している。以下伺う。

- ①訪問介護と通所介護を、市町村が実施する総合事業に移管した場合について。
- ②2017年度末までに実施とされているが、幕別町の実施予定時期は。
- ③現在と同じサービスが要支援者に継続できるか。
- ④利用者のサービス選択が尊重されるか。
- ⑤要介護認定の申請権が侵害されるのか。

問 介護保険制度の改正を住民本位のものに
答 次期計画の策定にあたり、各種実態調査を実施している

ないか。

②特別養護老人ホームの待機状況について。

①全待機者数と「要介護2」以下の待機者数は。

②今後の特養の施設増の計画はあるか。

③利用料の引き上げ、補足給付の見直しがおこなわれた場合、影響を受ける人数は。

④来年4月から3年間の介護保険料の予想額は。

町長 ①介護サービスの利用者や提供する事業者に混乱が生じないように、実施時期を慎重に検討していきたい。

②新たな総合事業では、既存の訪問介護事業所及び通所介護事業所のほか、地域の実情に応じて、NPO、民間事業者、地域サロンなど多様な事業主体によるサービス提供が可能であるが、新たな担い手の育成、支援、サービスの質の確保が図れるよう検討を進めていく。

③利用者本人の意向を最大限尊重

し、利用者に応じた適切なケアマネジメントをすることが基本と考え、国が定めるガイドラインを十分に精査し、利用料の設定に当たっては、予防給付とのバランスを勘案するとともに、利用者の負担増の抑制に向けて努めていきたい。

④国が定めるガイドラインを十分に精査し、利用料の設定に当たっては、予防給付とのバランスを勘案するとともに、利用者の負担増の抑制に向けて努めていきたい。

⑤本人、家族の意向を最大限に尊重し行うものであり、申請権は侵害されない。

②全待機者数は169人。そのうち要介護1が29人、要介護2が48人、合計77人である。

③全待機者のうち、特に入所の必要性が高い要介護4と5の者は66人、そのうち入院や他の施設への入所している者を除くと、16人が在宅で待機している状況にある。

今後の施設整備計画については、このような状況を踏まえた上で、介護サービス参入意向調査や各種実態調査の結果を分析するとともに、広域型の特別養護老人ホームの増床の意向や十勝管内の整備枠における圏域調整の動向などにも留意

し、慎重に検討を進めていきたい。
③改正案では、利用者の合計所得金額が160万円以上、年金収入額で280万円以上の者は、介護費用の負担が1割から2割となる。本町においては、本年3月末現在の介護サービス利用者1254人の所得状況では、6・4%に当たる80人の方が利用料の引き上げの影響を受ける見込みである。

補足給付の見直しの影響については、一定額以上の預貯金を保有する場合は支給対象から除外するほか、遺族年金などの非課税年金とされてきたものを収入として扱うという内容であるが、保有する預貯金額や非課税年金等の状況を確認することができないことから、その影響を受ける人数については把握が困難である。
④現時点では示すことはできない。

